

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	- - -	仕様書番号
移動貯蔵タンクの定期点検	作 成	令和5年11月22日
	変 更	
	作成部隊等名	北海道補給処早来燃料支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、北海道補給処早来燃料支処において使用する移動貯蔵タンク（以下，“タンク”という。）の定期点検（以下，“点検”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001の1.2による。

1.2.1

定期点検

タンクに窒素ガスを封入して加圧し、所定の圧力で加圧状態を維持し、一定時間内の加圧変動を測定・記録することによって漏えいの有無を確認する気密試験をいう。

1.2.2

移動貯蔵タンク

燃料タンク車に搭載されている燃料タンクをいう。

1.3 種類

点検するタンクの種類は、表1による。

表1-種類

番号	種類	注記
1	3½ t 燃料タンク車（一般用）	6 0 0 0 L

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）

危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）

移動貯蔵タンクの漏れの定期点検の方法（自治省告示第99号）

c) 産業廃棄物処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）法第12号で定める産業廃棄物処理基準による。

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求事項

対象産業廃棄物、数量、期間及び搬出時間帯など一般的要求事項は付表により指定するものとする。

2.2 処理の区分

処理の区分は、収集、運搬及び処分とする。

2.3 処理基準

処理基準は次によるほか、契約の相手方は産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、法という。）及び関係法令を遵守、適正に処理する責任を負うものとする。

a) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の処理は、法第12条で定める産業廃棄物処理基準による。

b) 特別管理産業廃棄物の処理は、法第12条で定める特別管理産業廃棄物処理基準による。

2.4 産業廃棄物管理票の処置

産業廃棄物管理票（以下、管理票という。）の処置は、法第12条の3で定めるところによる。

3 品質保証

監督及び検査、契約担当官等が定める監督・検査実施要領によるほか、契約の相手方は本役務終了後、検査官に管理票（E票）を提出し役務完了の確認を受けるものとする。

4 機材等破損時の弁償責任

本役務の実行中において、移動貯蔵タンク既存の機材、機器、部品等を破損した場合は、契約の相手方が弁償責任を負うものとする。

5.1 提出書類

提出書類は、付表により指定する場合を除き管理票（B2・D・E表）とし、産業廃棄物の各段階ごとの処理終了後、速やかに契約担当官等へ提出するものとする。

5.2 使用機材・機器・消耗品

役務に必要な機材、機器及び消耗品は付表により指定をする場合を除き、契約の相手方が準備するものとする。

5.3 安全管理

契約の相手方は、安全管理に注意するとともに、必要な場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。

5.4 仕様書に関する疑義

この仕様書の内容に関して疑義が生じた場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。